

農薬の登録、肥料の銘柄登録、品種の登録、
原原種生産の見直し

独立行政法人農林水産消費安全技術センター中期目標（抄）

第2 業務運営の効率化に関する事項

2 業務の重点化・効率化

② 農薬関係業務

ア 農薬の検査等業務

農薬の登録申請に係る検査の実施については、G L P（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）制度に基づいて実施することを求めている試験項目について、当該試験の信頼性に係る検査を定型化することにより、検査精度の維持を図りつつ検査を効率的かつ効果的に実施することとする。これにより、旧農薬検の前中期目標において目標とした検査期間を、中期目標期間中に更に5%程度短縮することとし、具体的には、次に掲げる目標期間内（注）に検査を完了させる。

(ア) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については、1年4か月以内

(イ) (ア)以外の農薬の検査については、10.5か月以内

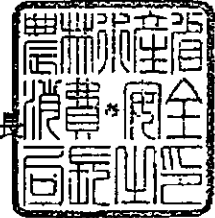
（注）検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬のA D I（Acceptable Daily Intake：体重1 kg当たりの1日摂取許容量）等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。



18消安第14852号
平成19年4月2日

農薬工業会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について
(平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省
生産局生産資材課長通知)の一部改正について

「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け
12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)の一部が改正されたこと
に伴い、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について(平成
13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長
通知)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、お知らせします。

また、このことについては、貴会会員等関係者への周知して頂くとともに、
農薬の登録申請に係る事務の円滑な運用について、引き続き御協力を御願いし
ます。

「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用についで
 (平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局長通知) 一部改正新旧対照表 (抄)

改正後

現行

(別表1)
 (削る。)

(別表1-1)

適用農作物 (食品の用に供される農作物 (特用作物及び家畜の飼料の用に供される農作物を含む。): 作物残留性試験成績を必要とするもの)

(別表1)
 適用農作物
 (略)

大グループ名	中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、地名、品名等の例	備考
(中略)	(中略) いね科 細粒雑穀類	(中略) あわ	(中略)	(中略)
		まぎ		
		ひえ		
(中略)	(中略) しそ科 葉菜類	(中略) えごま (葉)	(中略)	(中略) 茎葉を取獲するもの
野菜類		オレガノ	ハナハツカ、ライルトラマ	
		しそ	おおぼ	
		セージ	コモンセージ、バリーナツアプルーセージ、チェリセージ	
		タイム	コモンタイム、ライリータイム、タイム、レモンタイム、カベルシアタイム、ソニアタイム、ヒンジタイム、ジキム (ソースタム)	
		パジル	スイートパジル、ダークオパールパジル、メボウキ	
		はっか	ミント、スパーミント、アッパルミン	

レモンバーム	セイヨウヤマハツカ			
ローズマリー	マンネンロウ			
きんさい	スーパセルリー、中国シャンサイ、クミン、クミン、シヤンツァイ、パクチャ、コエンドロ	薬を収穫するもの		
コリアンダー (葉)	クミン、シヤンツァイ、パクチャ、コエンドロ			
セリ				
セルリー				
チャヤービル	ウイキョウゼリ、セルフアイエ			
ゲイル (葉)	イノンド、晴羅			
にんじん (葉)	葉にんじん	比較的若い葉を根とともに収穫するもの		
パセリ	モスカールドパセリ、イタリアンパセリ	葉を収穫するもの		
フェンネル (葉)	ういきょう			
みつば	青みつば、切りみつば、根みつば			
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)

「農業の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知）（抄）

（別表1-1）

適用農作物（食品の用に供される農作物（特用作物及び家畜の飼料の用に供する農作物を含む。）：作物残留性試験成績を必要とするもの）

大グループ名	中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例	備考
米		稻	水稲（移植、直播）、陸稲	種子を取獲するもの
麦類		えんぱく	オートムギ、エン麦、カラスムギ	
		大麦	二条種、六条種、はだか麦	
		小麦		
		ライ麦		
雑穀類	いね科細粒雑穀類	あわ		
		きび		
		ひえ		
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
野菜類	レソ科葉菜類	えごま(葉)		茎葉を取獲するもの
		オレガノ	ハナハッカ、ワイルドマジョラム	
		レソ	おおば	
		セージ	コモンセージ、バイナップルセージ、チェリーセージ、レッドセージ	
		タイム	コモンタイム、クリーピングタイム、レモンタイム、カピタートゥス（ベルシアン・ヒソップ）、オレンジタイム、ジギス（ソニスタイム）	
		バジル	スイートバジル、	

		ダークオパールバ ジル、メボウキ	
	はっか	ミント、スペアミ ント、ペパーミン ト、アップルミン ト	
	レモンバーム	セイヨウヤマハツ カ	
	ローズマリー	マンネンロウ	
せり科葉菜 類	きんさい	スープセルリー、 シャンサイ、中国 ぜり、キンツアイ	茎葉を収穫する もの
	コリアンダー(葉)	香菜、シャンツア イ、パクチー、コ エンドロ	
	せり		
	セルリー		
	チャービル	ウイキョウゼリ、 セルフイーユ	
	ディル(葉)	イノンド、時蔬	
	にんじん(葉)	葉にんじん	比較的若い葉を 根とともに収穫 するもの。
	パセリ	モスカールドパセ リ、イタリアンパ セリ	茎葉を収穫する もの
	フェンネル(葉)	ういきょう	
	みつば	青みつば、切りみ つば、根みつば	

(以下略)

平成19年9月19日
農林水産省生産局種苗課

「規制改革推進のための3か年計画」のフォローアップについて
(種苗管理センター関係)

1. 再試験の際の理由説明について

本年度から再試験が必要となった場合には、全て出願者にその理由や審査担当者名を通知するよう要領を改めたところである。

再試験通知数 (19年4月以降)	再試験の理由
28件	全て、出願者が栽培試験に必要な種苗を、気象災害等正当な理由により提出できなかったことによるもの。

2. さらなる品種登録業務の民間開放

(1) 昨年に引き続き、種苗管理センターが栽培試験の一部を公募により民間に委託実施しているところである。

<19年度委託先>

千葉県農業総合研究センター(ストック)

鯉淵学園(ピンカ)

長野県野菜花き試験場(アスター)

(2) また、植物の種類ごとの審査基準を作成する際に必要となる基礎的知見の収集・整理等について、公募により民間等に委託実施している。

<19年度委託先>

全国食用きのこ種菌協会(まいたけ)

(財)広島市動植物園・公園協会(リュウキュウツルマサキ、ハスノハギリ)

(社)農林水産技術情報協会(すいれん)

3. ばれいしょ原原種生産の生産意欲のある民間企業への移行

農林水産省としては、関係者間の協議・調整への参画等、民間企業の円滑な参入が可能な環境整備に努めているところであり1社参入予定。

19生産第1796号

平成19年7月4日

独立行政法人種苗管理センター理事長 殿

農林水産省生産局長

登録出願品種審査要領（平成10年12月24日付け10農産第9422号
農産園芸局長通知）の一部改正について

この度、登録出願品種審査要領（平成10年12月24日付け10農産第9422号農産園芸局長通知）の一部を別紙のとおり改正したので、お知らせする。

	改 正 後	改 正 前																		
<p>第5 特性審査の手続き 第6 特性審査の実施手続 (3) 再試験又は再調査 種苗課長は、栽培試験に係る報告書又は現地調査の結果を精査し、当該出願品種登録の要件を満たしているか否かの判断が困難であると認められた場合は、更に栽培試験又は現地調査を実施することができるものとする。この場合において、種苗課長は、別記様式1.5により再試験又は再調査を行う旨、再試験又は再調査を行う理由その他必要な事項を出願者に通知するものとする。</p>	<p>第5 特性審査の手続き 第6 特性審査の実施手続 (3) 再試験又は再調査 種苗課長は、栽培試験に係る報告書又は現地調査の結果を精査し、当該出願品種登録の要件を満たしているか否かの判断が困難であると認められた場合は、更に栽培試験又は現地調査を実施することができるものとする。この場合において、種苗課長は、別記様式1.5により再試験又は再調査を行う旨、再試験又は再調査を行う理由その他必要な事項を出願者に通知するものとする。</p>	<p>第5 特性審査の手続き 第6 特性審査の実施手続 〔新設〕</p>																		
<p>別記様式1.5 出願者 <u>あて</u> 番号 <u> </u> 号 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 農林水産省生産局種苗課長</p> <p>再試験（調査）の実施について 貴殿の出願に係る品種について、別記理由により再試験（調査）を実施しますのでお知らせいたします。なお、試験（調査）の実施内容につきましては、別途通知いたします。以下の担当者まで御連絡をお願いします。 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省生産局種苗課 電話 03(3502)8111（内線 担当審査官</p> <p>※ 施行に当たっては、出願者別に該当する別紙を添付する。</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>																		
<p>別記</p> <table border="1" data-bbox="1098 1153 1236 1993"> <tr> <td>品種登録</td> <td>農林水産植物の種類</td> <td>出願品種の名称</td> </tr> <tr> <td>出願番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>再試験（調査）の理由</p> <table border="1" data-bbox="1252 1153 1444 1993"> <tr> <td>区別性の審査のため</td> </tr> <tr> <td>均一性の審査のため</td> </tr> <tr> <td>病害（ ）発生のため</td> </tr> <tr> <td>親株上の同属雑生のため</td> </tr> <tr> <td>選抜申請承認のため</td> </tr> <tr> <td>その他（ ）</td> </tr> </table>	品種登録	農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願番号									区別性の審査のため	均一性の審査のため	病害（ ）発生のため	親株上の同属雑生のため	選抜申請承認のため	その他（ ）	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>
品種登録	農林水産植物の種類	出願品種の名称																		
出願番号																				
区別性の審査のため																				
均一性の審査のため																				
病害（ ）発生のため																				
親株上の同属雑生のため																				
選抜申請承認のため																				
その他（ ）																				